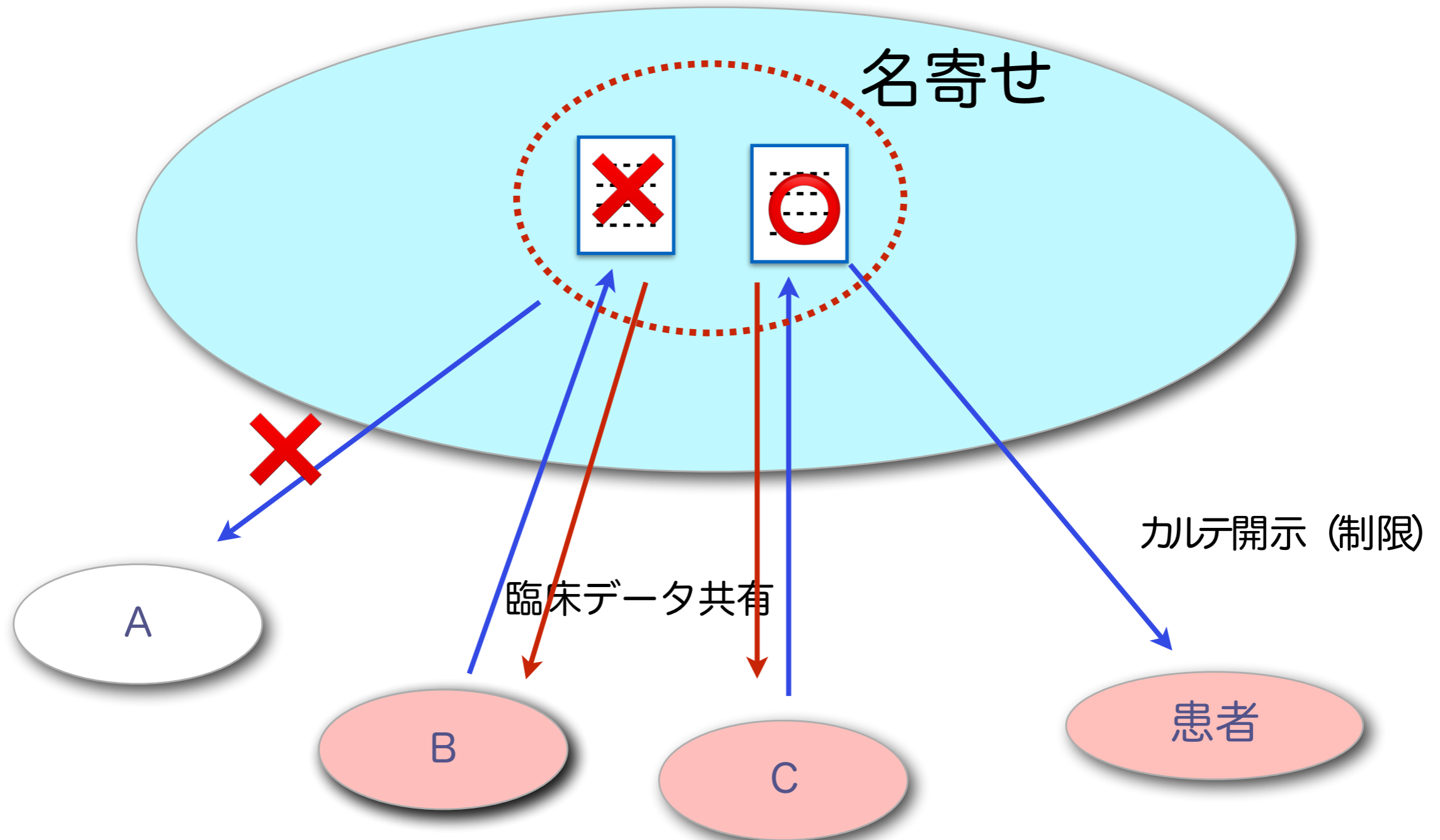
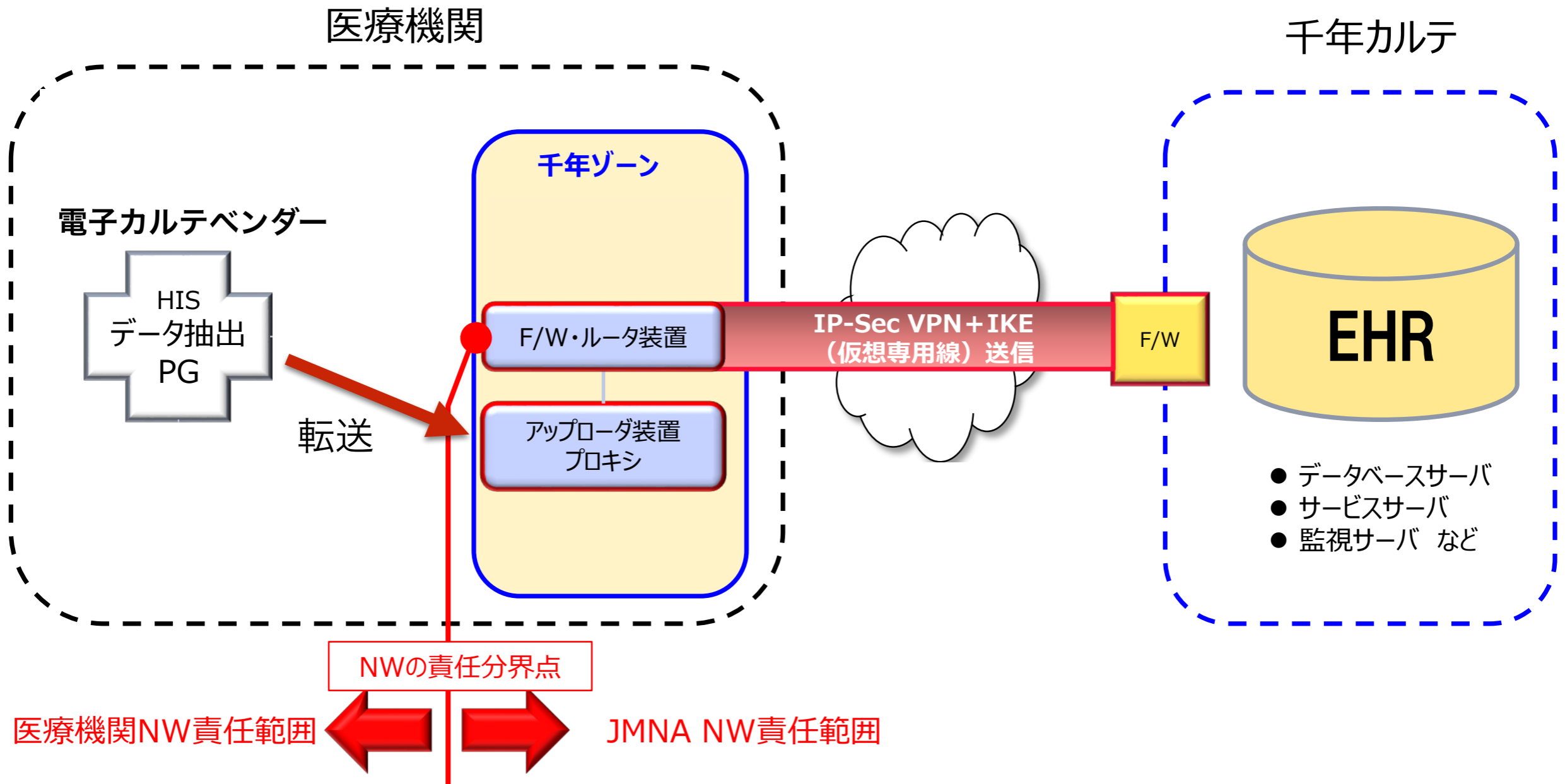


# Access Control

EHRデータセンター



# 医療機関と千年カルテの接続



- ・ 千年カルテの概要
- ・ 第三者提供時の本人同意の在り方
- ・ 医療分野におけるデータ標準規格の拡充
- ・ 電子カルテからのデータ出力
- ・ 二次利用可能データの範囲

# 「EHR」と「匿名加工データ二次利用」 における本人同意

- ・ 連携医療（EHR）での医療情報の院外提供で、本人同意を取るべきか否か？
- ・ 既存の多くの地域医療ネットで、本人同意書を取得するケースが多く見られる。  
→運用上の大きな負荷
- ・ 次世代医療基盤法による医療データの二次利用、改正個人情報保護法のカバー範囲との混同
- ・ EHR機能（臨床利用：外部バックアップ、連携医療、診療情報開示）と、  
認定事業者としての二次利用機能は全く別の制度で、法的な根拠も異なる

## 1) 医療データ利用目的レベルの整理

### 改正個人情報保護法の適用

- ・ 院外バックアップ
- ・ 患者へのカルテ開示（B2C: Business to Client）
- ・ 連携医療（B2B: Business to Business）

### 次世代医療基盤法の適用

- ・ 匿名加工二次利用（B2R: Business to Research）